

## 指定短期入所事業所可茂学園運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人可茂会が設置をする可茂学園（以下「施設」という。）において実施する指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定短期入所事業の円滑な管理運営を図るとともに、利用者に対し適切な短期入所サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な介護及び保護を適切に行うものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって短期入所サービス提供に努めるものとする。
  - 3 施設は、地域や家族との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を努めるものとする。
  - 4 事業の実施にあたっては、前3項のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### (施設の名称等)

第3条 短期入所サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

#### 1 主たる事業所

- (1) 名 称 可茂学園
- (2) 所在地 岐阜県可児市瀬田1648-9

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

#### (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに施設の職員に対し法令等を遵守するために必要な指揮監督をおこなう。

#### (2) 生活支援員 34名（常勤職員29名、非常勤職員5名）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関するものを行う。

(利用定員及び対象者)

第5条 利用定員は3名とする。

2 事業の主たる対象者の障害の種類は、知的障害者とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 短期入所事業の内容は次の通りとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴または清拭
- 三 機能訓練（作業、生活介護支援）
- 四 生活相談
- 五 その他 健康管理及びレクリエーション等の提供

2 短期入所利用料は、当該サービスを提供した際に、厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額の1割で、障害福祉サービス受給者証に定める利用者負担額の範囲内の額を受けるものとする。

3 法定代理受領を行わない短期入所サービスを提供した際は、前項に係る利用者負担額のほか、利用者から厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

4 前三項のほか次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食費

(ア) 朝食 440円（うち材料費250円）

(イ) 昼食 550円（うち材料費300円）

(ウ) 夕食 550円（うち材料費300円）

(2) 光熱水費 一日あたり220円

(3) 理美容代実費 1,500円（希望者のみ）

(4) 日用品費 実費

(5) 前各号に掲げるもののほか日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの

5 第2項から5項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 原則として通常の事業の実施地域は、可児市、可児郡御嵩町、美濃加茂市とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は次の各号を満たす者とする。

- (1) 自傷他害のおそれがないこと
- (2) 医療機関において治療する必要があること

(緊急時における対応方法)

第9条 短期入所による支援中に利用者の病状の急変又は緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡する措置等を講ずるとともに、保護者、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第10条 非常災害が発生する恐れのある場合及び非常災害が発生した場合は、事業所の防災マニュアルに基づき利用者を適切に誘導、避難させその災害を最小限内に防止するよう努めるものとする。

- 2 施設は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(苦情解決)

第11条 提供した短期入所の事業に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

- 2 提供した短期入所の事業に関し、法の定めるところにより市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、または当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査または斡旋に協力するものとする。

(虐待防止に関する措置)

第12条 利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他の運営についての重要事項)

第13条 利用者に対して適切なサービス提供が出来るよう職員の勤務体制を定める。

- 2 職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

- 3 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、退職等で職員でなくなった場合においてもその秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。
- 4 施設は、短期入所利用者のサービス提供記録及び従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は社会福祉法人可茂会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成22年5月1日より一部改正する。

この規程は平成27年4月1日より一部改正する。